

議案第13号

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等
貸与規程の一部を改正する訓令について

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程の一部を改正する
訓令を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程（昭和58年沖縄県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表県立学校に勤務する警備員の項の次に次のように加える。

県立学校に勤務する者で、学校給食の栄養に関する業務に従事するもの	白 衣	2	2	
	靴	1	1	
	帽 子	1	1	
県立学校に勤務する者で、学校給食の調理に従事するもの	調理服(上下)	2	1	
	前 かけ	2	1	
	靴	1	1	
	調 理 帽	1	1	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

概 要 説 明

1 改正の経緯及び必要性

平成19年4月に開校する県立与勝緑が丘中学校の給食実施にあたり、学校給食従事者に対して調理服等の貸与を行うため「沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程」を改正する必要がある。

2 改正案の概要

県立学校に勤務する者で学校給食の栄養に関する業務に従事するものに対し、白衣2着を2年間、帽子1個及び靴1足を各1年間貸与する。また、県立学校に勤務する者で学校給食の調理に従事するものに対し、調理服（上下）2着、調理帽1個、前かけ2着及び靴1足を各1年間貸与する。

3 添付資料

(1) 新旧対照表

1. 改正案

規程名	貸与該当者	被服	数量	期間
沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程(加筆)	県立学校に勤務する者で、学校給食の栄養に関する業務に従事するもの	白衣	2	2
		靴	1	1
		帽子	1	1
	県立学校に勤務する者で、学校給食の調理に従事するもの	調理服(上下)	2	1
		前かけ	2	1
		靴	1	1
		調理帽	1	1

2. 参考にした事例 ※準拠した箇所に網掛け

最も効率的な事例に準拠した。ただし、前かけは調理用・洗浄用と分けて使用するのが望ましいため、那覇市の事例に準拠した。

(1) 栄養に関する業務に従事する者

規程名	貸与該当者	被服	数量	期間
那覇市教育委員会職員被服貸与規程	学校給食の業務に従事する職員	白衣	2	1
		白長靴	1	1
		調理帽	2	1
沖縄県病院事業局職員被服等貸与規程	栄養に関する業務に従事する者	白衣	2	2
		三角きん	1	1

(2) 調理に従事する者

規程名	貸与該当者	被服	数量	期間
沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程	教育庁実習船運営事務所に勤務する船舶乗務員	調理服(上下)	2	1
		調理帽	1	1
那覇市教育委員会職員被服貸与規程	学校給食の業務に従事する職員	調理服	2	1
		前掛け	2	1
		白長靴	1	1
		調理帽	2	1
沖縄県職員の被服等貸与規程	施設等の炊事等に従事する者	作業服(上下)	2	1
		前かけ	1	1
		帽子	1	1
		雨靴	1	1
沖縄県病院事業局職員被服等貸与規程	炊事に従事する者	作業服(上下)	1	1
		前かけ	1	1
		雨靴	1	1

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程 (昭和58年沖縄県教育委員会訓令第1号) 新旧対照表

改正案

現行

別表 (第2条関係)

ア 被服等を貸与する職員の範囲	イ 貸与被服等の範囲	ウ 員数	エ 貸与期間	オ 制式
県立学校に勤務する警備員	冬夏ネキ帽 服服イ章子 ク靴	2 2 1 1 1 1	2 2 1 1 2 2	(略)
県立学校に勤務する者で、 学校給食の調理に 関係するもの	白衣 靴 帽子	2 1 1	2 1 1	
県立学校に勤務する者で、 学校給食の調理に 従事するもの	調理服 前掛け靴 調理帽	2 2 1 1	1 1 1 1	
県立学校に勤務する者及び、 習熟者の被服等 実務に必要と認め られるもの	作業服 (上下) 白衣靴 作業靴 雨靴	2 2 1 1	1 1 1 1	

別表 (第2条関係)

ア 被服等を貸与する職員の範囲	イ 貸与被服等の範囲	ウ 員数	エ 貸与期間	オ 制式
県立学校に勤務する警備員	冬夏ネキ帽 服服イ章子 ク靴	2 2 1 1 1 1	2 2 1 1 2 2	(略)
県立学校に勤務する者及び、 習熟者の被服等 実務に必要と認め られるもの	作業服 (上下) 白衣靴 作業靴 雨靴	2 2 1 1	1 1 1 1	